

静岡県ツキノワグマ普及啓発プログラム貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県（自然保護課）が作成した「静岡県ツキノワグマ普及啓発プログラム」（以下、「普及啓発プログラム」という。）を貸し出す際の手続等について必要な事項を定める。

(普及啓発プログラムの内容)

第2条 普及啓発プログラムの内容は次のとおりとする。なお、対象は小学校高学年を想定した内容であるため留意すること。

- (1) 静岡県にいる“くま”のおはなし（パワーポイント）
- (2) 映像教材（約5分）
- (3) ワークシート、メモ、クイズ
- (4) 指導者向けガイド

(貸出の対象)

第3条 ツキノワグマに関する普及啓発、環境教育を行う自治体、学校、団体等

(借受手続き)

第4条 借受けを希望する者は、借受申請書（様式第1号）により自然保護課長宛てに申請を行い、承認を受けなければならない。なお、借受期間は、複数年度とすることはできない。

(貸出の承認)

第5条 自然保護課長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、貸出しを承認し、申請者へ貸出承認通知書（様式第2号）により通知する。

- (1) 利用目的がツキノワグマに関する普及啓発、環境教育と認められないとき
- (2) その他自然保護課長が貸出しについて不相当と認めるとき

(実績報告)

第6条 借受けの承認を受けた者は、借受期間終了後15日以内に、実績報告書（様式第3号）により活用実績を報告する。

(借受条件)

第7条 借受けの条件は、次のとおりとする。

- (1) 借受費用は無償とする。
- (2) 普及啓発プログラムの内容は原則変更しないこと。変更が必要な場合は、自然保護課に変更の可否を確認すること。
- (3) 転貸はしないこと。

(4) 普及啓発プログラムに使用されている写真、映像素材等は、転用しないこと。条件に違反し転用された場合において、県は一切責任を負わないこと。

(承認内容の変更)

第8条 借受者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ承認内容変更申請書(様式第4号)を自然保護課長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、第5条の規定を準用する。

(貸出承認の取消し)

第9条 自然保護課長は、借受者がこの要領及び貸出承認の内容に違反していると認められるときは、その貸出承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により貸出承認を取り消された者は、承認取消の通知があった日以降、普及啓発プログラムを使用することはできない。

3 前2項により生じた損害は、貸出承認を取り消された者の責により処理しなければならない。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。